



龍ヶ崎市公告第73号

下記の建設工事について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年6月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度長山中学校部室棟等解体工事
- (2) 場所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地
- (3) 概要 解体工事（部室棟・駐輪場・フェンス）・・・1.0式
産業廃棄物運搬・処分費・・・1.0式
- (4) 工期 契約の日から令和6年9月30日まで
（ただし、検査期間14日間を含む。）

2 入札参加形態

入札参加形態は、単体企業のみとする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満たしていることについて、記4の手続きにより龍ヶ崎市長の確認を受けた者とする。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと及び第2項の規定により龍ヶ崎市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (3) 規程第11条第1項に規定する令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、「解体工事業」として登載されていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により「解体工事」について建設業の許可及び規程別表第1に規定する「龍ヶ崎市の市内業者」の認定を受け、龍ヶ崎市内に本店を有する者にあつては当該許可を受けてから1年以上継続して営業を行っていること。龍ヶ崎市内に支店を有するものにあつては当該許可を受けてから3年以上継続して営業を行っていること。
- (5) 当該工事に関し、現場代理人及び法に定める主任技術者を契約工期中（完了検査合格後を除く。）配置することが可能であること。
- (6) 発注年度前10年度間及び本年度において、当該工事と同種の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）第2条第2項に規定する公共工事をいう。）の元請又は下請の履行実績（引渡しが完了した工事に限る。）を有すること。ただし、龍ヶ崎市内に支店を有する者にあつては、元請の実績に限る。
※同種の公共工事とは、解体工事又は解体工事を含む建築一式工事とする。
- (7) 契約締結予定日から起算して1年7月以内の審査基準日の法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていることが、同法第27条の29の規定による総合評定値の通知により確認できること。
- (8) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から龍ヶ崎市が行う入札からの排除要請があつた者であつて、当該排除要請が継続しているもの等、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、(3)に掲げる申請書及び資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期間内に申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者

- は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和6年7月8日までに通知する。
- (3) 申請書及び資料の提出
申請書及び資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ① 競争入札参加資格確認申請書（単体企業）（規程様式第13号） 1部
- ② 競争入札参加資格確認資料 各1部
- ア 施工実績 記3（6）に掲げる資格を有することを判断できる工事の施工実績（龍ヶ崎市競争入札参加者心得（平成6年龍ヶ崎市告示第15号。以下「入札心得」という。）様式第2号）
- イ 配置予定の技術者等 記3（5）に掲げる資格を有することを判断できる配置予定技術者等の資格等（入札心得様式第3号）
- (4) 申請書及び資料の受付
申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。
- ・ 期間 本公告の翌日から令和6年6月28日までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
 - ・ 場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）
- (5) その他
申請書及び資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ① 提出された申請書及び資料は、当市における入札参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 申請書及び資料提出に関する問合せ先
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）
- 5 入札参加資格がないと認められた者による苦情の申立て
- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、龍ヶ崎市入札及び契約の過程に関する苦情処理要領（令和4年龍ヶ崎市告示第146号）の規定に基づき、その決定を知った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、市長に対して書面により苦情の申立てをすることができる。
- (2) (1)の書面の提出先は次のとおりとする。
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）
- 6 契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書
- (1) 契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書」という。）は、次のとおり閲覧・貸出に供する。
- ① 閲覧期間 本公告の日から令和6年7月23日までの毎日
- ② 閲覧場所 入札情報サービス（PPI）
- ③ 貸出期間 本公告の日から令和6年7月23日までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
- ④ 貸出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり書面により、受付場所への持参又は電子メールにより提出すること。
- ① 受付期間 令和6年7月8日から令和6年7月9日まで
持参する場合は、上記期間の閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
- ② 受付場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
- (3) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 令和6年7月10日から令和6年7月23日まで
- ② 閲覧場所 龍ヶ崎市公式ホームページ
- 7 予定価格
4,710,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

8 入札書の提出期間及び場所等

- (1) 提出期間 令和6年7月9日から令和6年7月23日まで閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
- (3) その他 工事費内訳書を入札書に同封すること。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、記8に定めた提出期間内に、持参又は郵送により提出場所に提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期間の末日までの日本郵便株式会社の消印、かつ開札日時までの提出場所への到達を有効とする。
- (2) 電報又は電送による入札は認めない。
- (3) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を超えた入札は無効とする。
- (5) 低入札基準価格（全入札平均価格の100分の70）を設定する。
- (6) その他の事項は、入札心得による。

10 開札日時及び場所

- (1) 開札日時 令和6年7月25日 午前10時00分
- (2) 開札場所 龍ヶ崎市役所4階入札室

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札者全員に対して、入札書の提出と同時に入札書に記載された金額に対する工事費内訳書の提出を求める。したがって、入札者は、入札書に記載された金額に対する工事費内訳書を入札書に同封すること。なお、入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された合計金額が一致しない場合、又は工事費内訳書が同封されていない場合、当該入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は工種ごとの金額、諸経費については共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び契約保証費等の金額を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。提出された工事費内訳書は、原則公開する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要する（契約金額の100分の10以上。ただし、低入札基準価格を下回る契約の場合は、契約金額の100分の15以上。）。

13 契約書作成の要否 別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

14 支払条件 前金払40%以内及び竣工払

15 建設リサイクル法に基づく再資源化等の義務付け 有

16 火災保険等付保の要否 要しない。

17 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、開札時点において記3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、規程に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、記4(3)の資料に記載した配置予定の技術者等を、当該工事の現場に配置すること。
- (4) 入札参加資格者又は入札者がいないときは、入札を不調とする。
- (5) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）